

短時間労働者の社会保険料負担を支援する（保険料調整）制度について

開始年月日

令和8年10月1日

1. 制度について

新たに社会保険の加入対象となる短時間労働者が就業調整せず働けるよう、制度の利用から通算3年間、対象となる被保険者の社会保険料を軽減します。

事業主には軽減分を一時的に負担いただきますが、一定期間経過後にお支払いいただく保険料からその分を全額控除するため、最終的に事業主が納付する保険料は増えません。

2. 対象の事業所

①令和8年10月1日以降、任意特定適用事業所（※）となった事業所

※任意特定適用事業所とは、労使の合意により任意で短時間労働者（パート・アルバイトの方）を社会保険の加入対象とした適用事業所の事です。

②令和9年10月1日以降、順次対象となる事業所

対象時期	現在	令和9年10月～	令和11年10月～	令和14年10月～	令和17年10月～
被保険者数	51人以上	36人以上	21人以上	11人以上	10人以下

◎被保険者数は、正社員（フルタイム）と週の労働時間及び月の労働日数が3/4（アルバイト・パート）の方を合計した人数です。

3. 対象条件（以下の①～③のすべての条件に当てはまる短時間労働者が対象です）

①週の所定労働時間が20時間以上（フルタイムの3/4未満）

②月収が13万円未満（標準報酬月額が126千円以下）

③学生でない

4. 必要な手続き

事業所が保険料調整制度の対象となった日から2年以内に、開始申出をする必要があります。

「保険料調整開始申出書」をご提出ください。

（注）2-①で申請する場合は、任意特定適用事業所の手続きも行う必要があります。

☆ 詳細については、「厚生労働省・社会保険適用拡大特設サイト」等でご確認ください。